



平成 28 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 丹 青 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 田 嘉 光
本 社 所 在 地 東 京 都 港 区 港 南 1 - 2 - 70
(コ ー ド 番 号 9743 東 証 第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 戸 高 久 幸
(TEL 03-6455-8104)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更 ならびに役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更を決定いたしました。また、同定時株主総会に付議する取締役候補者についても決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社取締役会の監督機能の向上およびコーポレート・ガバナンスの充実を目的に監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行時期

平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会において、会社法上必要な定款変更に関する議案の承認をもって、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について（平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会へ付議）

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社へ移行すべく、取締役および取締役会の規定に監査等委員および監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役および監査役会の規定を削除するものであります。
- ② 迅速・果断な意思決定が可能となるよう、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することができるようにするものであります。
- ③ 有用な人材の招聘を継続的に行うことおよび期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で責任限定契約を締結することができるようにするものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他、上記の各変更に伴う字句、条数の修正等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容につきましては別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 4 月 26 日
定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 4 月 26 日

3. 役員人事について

(1) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

（平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会へ付議）

氏名	新職	現職	備考
あおた よしみつ 青田 嘉光	同右	代表取締役社長	再任
たかはし たかし 高橋 貴志	同右	取締役副社長	再任
すずき きよあき 鈴木 清明	同右	取締役専務	再任
もり としのり 森 俊憲	同右	取締役常務 プロジェクト担当	再任
とくます てるひこ 徳増 照彦	同右	取締役常務 デザイン担当	再任
とだか ひさゆき 戸高 久幸	同右	取締役 経営企画、経営管理、事業管理、グループ全般担当	再任
なかじま みのる 中島 実	取締役文化空間事業部長、 文化施設事業担当	文化空間事業部長	新任
こばやし おさむ 小林 統	取締役 C S 事業部長、 商業その他施設事業担当	C S 事業部長	新任
しのはら いくのり 篠原 幾徳	取締役 S E 事業部長、 チェーンストア事業担当	S E 事業部長	新任

(2) 監査等委員である取締役候補者

（平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会へ付議）

氏名	新職	現職	備考
かわはら ひでし 河原 秀司	取締役（常勤監査等委員）	参与	新任
まつぎき やすし 松崎 也寸志	社外取締役（監査等委員）	社外取締役	新任
やまだ ひろしげ 山田 博重	社外取締役（監査等委員）	社外監査役	新任
はせがわ あきら 長谷川 明	社外取締役（監査等委員）	社外監査役	新任

(3) 退任予定の監査役

（平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会終結の時をもって退任予定）

常勤監査役 はしもと としろう
橋本 俊朗

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 13 条 (条文省略)	第 6 条～第 13 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 14 条～第 19 条 (条文省略)	第 14 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 20 条 当社の取締役は、 <u>10 名以内とする。</u> (新 設)	第 20 条 当社の取締役は、 <u>15 名以内とする。</u> 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は 5 名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	第 21 条 <u>取締役は、株主総会において、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の <u>ときまでとする。</u> (新 設) 2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u>	第 22 条 取締役 (監査等委員を除く。) の任期は、選任後 <u>1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u> までとする。 2. <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>前項に関わらず、任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。	第 23 条 取締役会は、その決議によって <u>監査等委員を除く取締役の中から代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって監査等委員を除く取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。</u>

現 行	変更案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>2. 前項の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間をさらに短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べた場合は、この限りではない。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の招集通知は、各取締役に対して会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間をさらに短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役への委任)</p> <p>第 28 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役へ委任することができる。</u></p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間をさらに短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行	変更案
(新 設)	(監査等委員会規程) 第 32 条 監査等委員会に関する事項については、法令 または本定款に別段の定めがある場合を除 いては、監査等委員会の定める監査等委員会 規程による。
(監査役の員数)	(削 除)
第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。	(削 除)
(監査役の選任)	(削 除)
第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。	
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもつ て行なう。	
(監査役の任期)	(削 除)
第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結のときまでとする。	
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了するときまでとする。	
(常勤監査役)	(削 除)
第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を 選定する。	(削 除)
(監査役の報酬等)	(削 除)
第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。	(削 除)
(監査役会の招集通知)	(削 除)
第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会 日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の 必要ある場合には、この期間をさらに短縮す ることができる。	
(監査役会規程)	(削 除)
第 36 条 監査役会に関する事項については、法令また は本定款に別段の定めがある場合を除いて は、監査役会の定める監査役会規程による。	
(社外監査役との責任限定契約)	(削 除)
第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に より、社外監査役との間に、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約に基 づく責任の限度額は、1,000 万円以上であら かじめ定めた金額または法令が規定する額 のいずれか高い額とする。	
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 38 条～第 41 条 (条文省略)	第 33 条～第 36 条 (現行どおり)

以 上